

【現委員任期】 H30. 9. 1～R2. 8. 31 (2年間)

○久喜市生涯学習推進会議条例

平成22年 3 月 23 日

条例第97号

(設置)

第 1 条 市は、生涯学習活動を積極的に推進するために、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための提言に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する基本的な指針の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第 4 条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会)

第 6 条 推進会議の会議を効率的に行うために、幹事会を置く。

(生涯学習推進部)

第7条 推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の意見、要望等を取り入れ、市民の手による生涯学習の推進を行うために、生涯学習推進部（以下「推進部」という。）を置く。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び推進部の運営に関し必要な事項は、久喜市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。